

長期優良住宅認定申請 添付図書 申請者チェックリスト

申請に必要な図書		添付図書チェック欄	備考
規則第2条関係	付近見取図	<input type="checkbox"/>	
	配置図 (府中市地域まちづくり条例に該当する場合は、緑化計画、雨水浸透施設などを表示)	<input type="checkbox"/>	
	各階平面図	<input type="checkbox"/>	
	用途別床面積表	<input type="checkbox"/>	
	床面積求積図	<input type="checkbox"/>	
	二面以上の立面図 (府中市地域まちづくり条例に該当する場合は、外壁及び屋根の色相・明度・彩度のマンセル値(例：5Y7.0/1.5)を表示)	<input type="checkbox"/>	
	断面図又は矩形図	<input type="checkbox"/>	
	状況調査書(増築又は改築の場合)	<input type="checkbox"/>	
府中市が必要と認める図書	確認済証(確認申請書第一面～第六面含む)の写し	<input type="checkbox"/>	該当する場合
	委任状	<input type="checkbox"/>	
	維持保全計画書	<input type="checkbox"/>	
	住戸情報一覧表(共同住宅等の場合)	<input type="checkbox"/>	
	登録住宅性能評価機関が交付した確認書もしくは設計住宅性能評価書の写し	<input type="checkbox"/> ※1	
	同一棟で既に認定を受けた計画の認定書の写し	<input type="checkbox"/>	
	居住環境基準に適合することを証する届出書等	あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
	都市計画法第53条に基づく許可書の写し	<input type="checkbox"/> ※2	
	府中市地域まちづくり条例に基づく協定書の写し	<input type="checkbox"/> ※3	
	地区計画の適合通知書の写し	<input type="checkbox"/> ※2	
景観計画の届出書の写し	<input type="checkbox"/> ※2		

※1 必要部数は、正本写し1部、副本原本1部です。

※2 届出書等の写しについては、鑑文の写しのみ添付してください。

※3 協定書の写しについては、協定書(本文)、土地利用計画図、給排水計画図の写しのみ添付してください。
府中市地域まちづくり条例の該当要件については、裏面を参照してください。

府中市地域まちづくり条例（抜粋）

第5章 開発事業等の手続

第1節 開発事業の手続

（開発基準の遵守等）

第17条 次の各号に掲げる開発事業のいずれかを行おうとする事業者（以下「開発事業者」という。）

は、市長が別に定める基準により公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し、必要な事項を遵守するものとする。

- (1) 都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項の規定による許可を必要とする開発行為
 - (2) 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の地域内における軒高7メートルを超える建築物又は地上3階以上の建築物（一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。）の建築
 - (3) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の地域内における高さ10メートルを超える建築物（一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く。）の建築
 - (4) 10戸を超える集合住宅（2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎又は下宿その他これらに類するものをいう。）の建築
 - (5) 延べ面積が1,500平方メートルを超える特殊建築物の建築
 - (6) 面積が500平方メートル以上の墓地の設置
- 2 開発事業者は、前項の規定による開発事業を行おうとするときは、あらかじめ規則で定める事前協議書（次項において「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前協議をしなければならない。
 - 3 事前協議書は、法第29条第1項の規定による許可、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請を行う前（第1項第6号の墓地の設置に係る事前協議書にあっては、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）第16条第1項の規定による標識の設置を行う前）に提出しなければならない。
 - 4 第1項各号に掲げる開発事業に該当しない開発事業であっても、同一敷地等一体的利用がなされていた土地、所有者が同一であり、若しくは同一であった土地又は隣接した土地において同時に又は引き続いて行う開発事業であって、全体として一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の造成を行うことが見込まれるものについては、これらの開発事業は一の開発事業とみなして前3項の規定を適用する。